

商店街空き店舗対策事業 出店要項

第1 事業の概要

1 事業の趣旨

中心市街地は、商業、業務、居住等の都市機能が集積した、「まちの顔」ともいうべき地域である。しかしながら、モータリゼーションの進展、流通構造の変化等による大規模集客施設の郊外立地、居住人口の減少等中心市街地のコミュニティとしての魅力低下などにより中心市街地の衰退が進みつつある。特に、商業機能においては、顧客・住民ニーズに対応できていないことや、空き店舗の増加などにより空洞化が顕著である。

本事業では、空き店舗の増加に歯止めをかけるとともに、集客力の高い魅力ある店舗の集積を図ることを目的とするものである。

2 事業の内容

商店会が空き店舗オーナーと連携するなど、積極的に推進するテナントリーシング事業等により、商店街の空き店舗に出店する際の店舗の改装費に対して補助を行う。

(補助内容)

事業実施主体：商店会

補助対象業種：商店会が適当と認める業種（原則、小売・飲食）

補助率：1/2

補助限度額：100万円

補助対象経費：店舗改修費（店舗と一体的な設備を取得する経費を含む）

※住居部分など直接事業用途に付さないものは対象となりません。また、補助対象部分と対象外部分の区分が明確でないものは補助対象としません。

※国等の補助金との併用はできません。

第2 出店について

1 出店者の資格要件

下記①～④のいずれかに該当する個人又は法人

- ① 中小企業者（中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に定める者で、資本金又は出資の総額のうち大企業の占める出資比率が50%未満である者をいう。）

(中小企業者の範囲及び用語の定義)

第二条 この法律に基づいて講ずる国の施策の対象とする中小企業者は、おおむね次の各号に掲げるものとし、その範囲は、これらの施策が次条の基本理念の実現を図るため効率的に実施されるように施策ごとに定めるものとする。

- 一 資本金の額又は出資の総額が三億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が三百人以下の会社及び個人であって、製造業、建設業、運輸業その他の業種（次号から第四号までに掲げる業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの
- 二 資本金の額又は出資の総額が一億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であって、卸売業に属する事業を主たる事業として営むもの
- 三 資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であって、サービス業に属する事業を主たる事業として営むもの
- 四 資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が五十人以下の会社及び個人であって、小売業に属する事業を主たる事業として営むもの

- ② 商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）に基づき設立され法人
- ③ 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）に基づき設立された法人
- ④ 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）に基づき設立された法人

ただし、次のいずれかに該当する場合は、申し込みができません。

ア 市税を完納していない者

イ 岡山市補助金等交付規則第20条第1項各号に定める事由により補助金の交付決定の取消しを受け、当該取消しの日の属する年度の翌年度^{※2}から起算して2年を経過していない者

※2 (1) 偽りその他不正の手段により補助金等の交付を受けたとき。(2) 補助金等を他の用途に使用したとき。(3) 前各号のほか補助事業等に関して補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき、又は市長の指示・命令に従わなかったとき。

ウ 営業に必要な許認可等を取得していない者（取得見込みは可）

エ 大企業のフランチャイズ・チェーンに加盟している者

オ 公序良俗に反することが予想される者

2 用途制限

- (1) 風俗営業及びそれに類する営業種目（カラオケボックス、ゲームセンター等）の禁止
- (2) 近隣の店舗の業務を害する臭気・煙及び騒音・振動を発生すると判断される営業種目の禁止
- (3) 危険物の取扱・貯蔵・処理をする営業種目の禁止
- (4) 消費者金融並びに特殊政治団体等、事業目的に合致しない店舗・事務所の禁止

3 出店に当たってのその他留意事項

- (1) 経費の大小にかかわらず、事業内容に個性、特色、継続性があり、客層、ニーズなど経営方針および資金計画が明確であること
- (2) 出店場所とそのエリアとの調和を考慮したものであること
- (3) 夜間のみ営業ではないこと
- (4) 商店会に加入し、地域コミュニティの活動に積極的に協力すること
- (5) 原則市内での店舗移転ではないこと
- (6) 過去に市内で店舗を営んでいた場合、その店舗を閉店してから補助金等交付申請までに1年以上経過していること
- (7) 自己所有店舗（自己所有とみなされる場合を含む）への出店ではないこと
- (8) 補助金等交付決定通知日から2ヶ月以内に工事に着手すること
- (9) 補助金等交付申請年度の3月末日までに、店舗の改装及び店舗の改装に係る支払いを終了すること。（改装工事完了後、市の担当者が確認に伺います。）

※当初の見積内容から工事内容を変更する場合や、やむを得ず交付決定後2ヶ月以内に工事に着手できなくなる場合は、事前に商店会合を通じて市に連絡すること（事前連絡がない場合や変更内容等によっては、商店会への補助金等交付決定が取消となることがあります。）

※『自己所有とみなされる場合』とは、下記のいずれかに該当する場合です。

① 出店者が個人の場合は、2親等以内の親族が所有する物件への出店

② 出店者が法人の場合は、代表者又は代表者の2親等以内の親族が所有する物件への出店

4 申請書類

補助金等交付申請書に下記書類を添付して提出してください。なお、申請に係る経費は申請者負担（出店者の作成に係るものは出店者負担）とし、提出書類の返却はいたしません。

- 事業計画書（指定様式のもの）
- 収支予算書
- 組合定款
- 組合員名簿
- 店舗位置図
- 市税納税証明書（滞納無証明書）
- 審査の過程を記載した議事録

※以下出店者作成分（商店街組合に提出するもの）

- 事業計画書（指定のもの）
 - 市税納税証明書（滞納無証明書）
※岡山市外からの転入者で岡山市に納税実績がない場合は転入前市町村のもの
 - 住民票（個人の場合）または法人登記簿謄本（法人の場合）
 - 賃貸借契約書（写しで可）
 - 改装工事見積書（写しで可）
 - 店舗の現況写真（改装の前後を比較できるように改装に係る部分を写したものの・デジカメのプリントアウトでも可）
 - 店舗レイアウト図
 - 許可・資格等の確認書類（業種により必要な場合のみ・写しで可）
 - その他商店街組合が必要と認める書類
- ※住民票または法人登記簿謄本、ならびに市税納税証明書においては、いずれも事業年度内3ヶ月以内に発行した原本

第3 補助金に関する留意事項

(1) 実績報告

商店会は、事業完了後20日以内に補助事業等実績報告書を提出すること。

※事業の完了とは、店舗の改装及び店舗の改装に係る支払いの終了をいう。

(2) 補助金交付結果報告

商店会は、岡山市からの補助金支払い後1ヵ月以内に、出店者から事業完了の報告を受け、補助金交付結果報告書（様式第1号）を提出すること。

(3) 補助事業経過状況報告

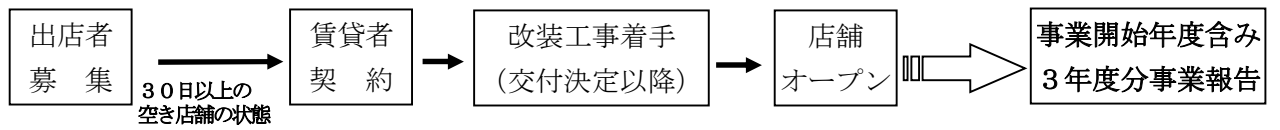
商店会は、事業開始年度を含む3年度分について、毎年度3月末日までの事業報告を出店者から受け、4月20日までに補助事業等経過状況報告書を提出すること。

(4) その他

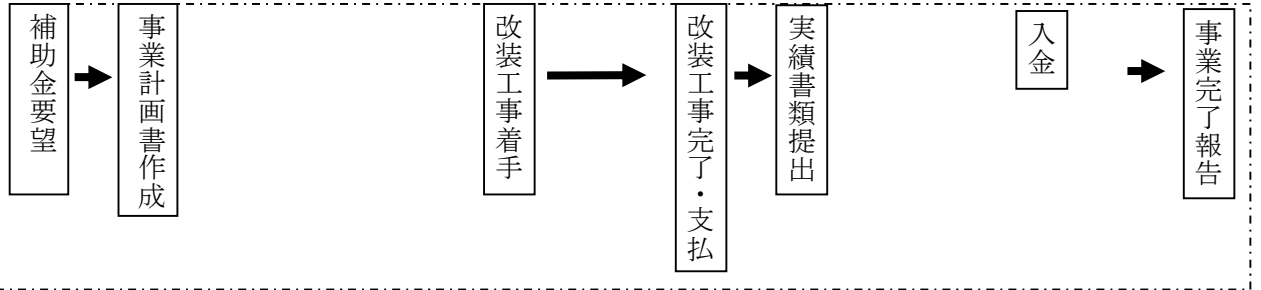
この要項に記載の補助金は、岡山市商店街振興対策事業補助金交付要綱に基づき支払うものとし、この要項に記載のない事項については、岡山市補助金等交付規則及び岡山市商店街振興対策事業補助金交付要綱に定めるところによる。

<補助事業手続フロー図>

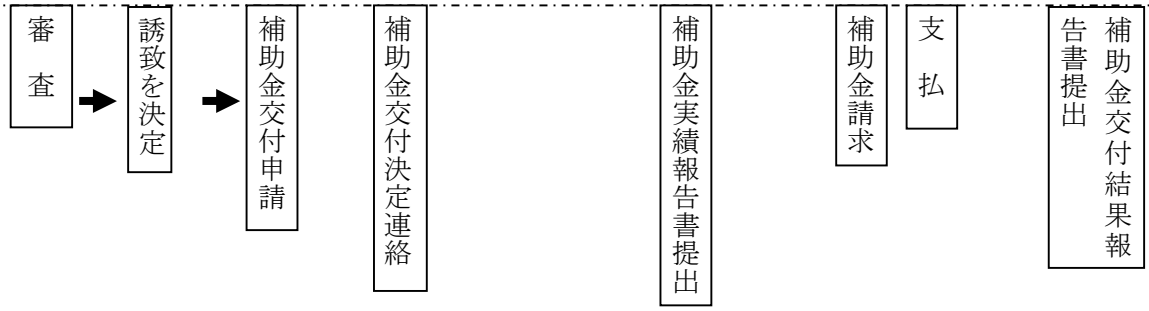
(開業準備)



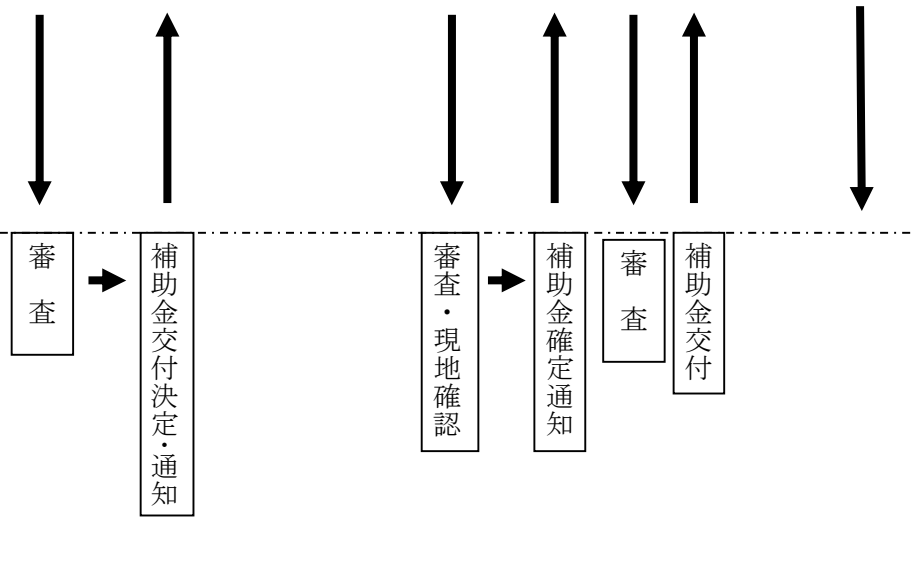
(出店者)



(商店会)



(市)



事前協議

事前協議

審査協力